

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

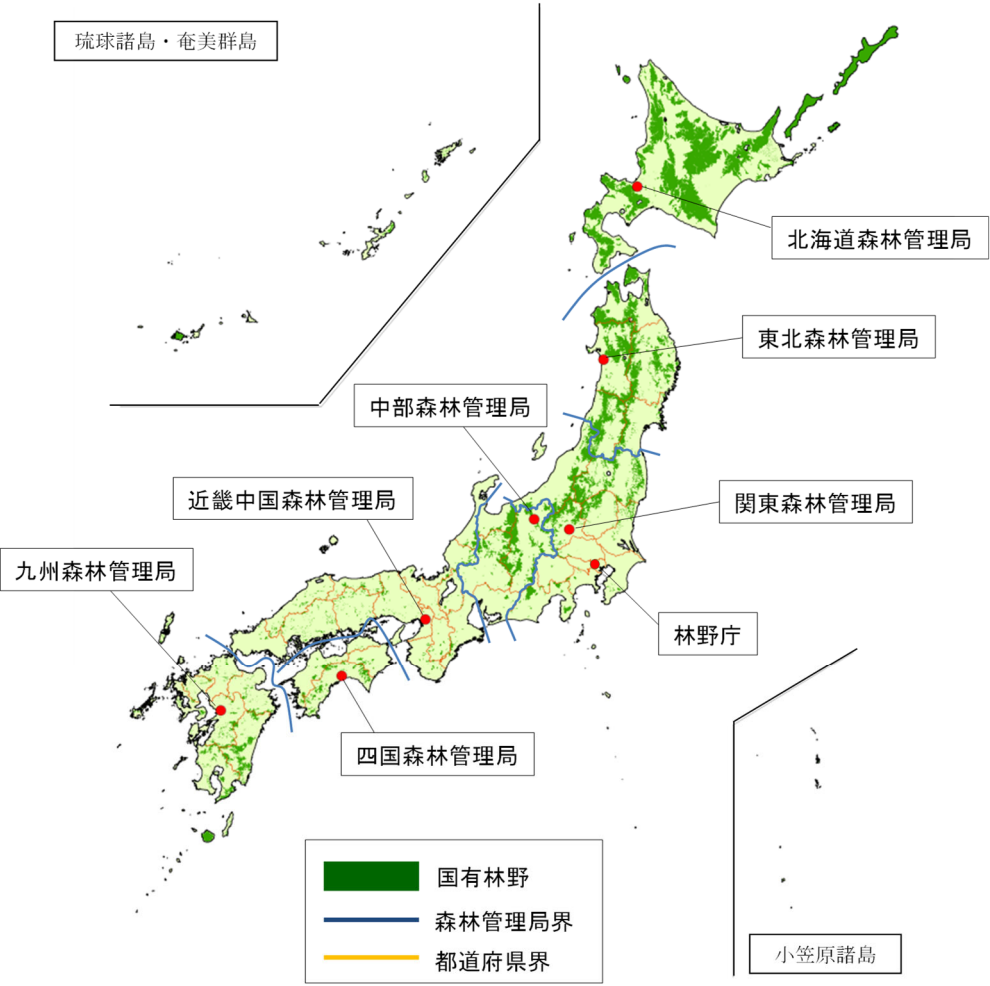
① 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

国有林野は、奥地脊梁山^{せきりょう}地や水源地域に広く分布しており、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、国土の保全、水源の涵^{かん}養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

林野庁では、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国有林野を「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵^{かん}養タイプ」の5つの機能類型に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、いわゆる公益林として適切かつ効率的な森林施業^{せぎやう}※等を実施しています。これにより、国土の保全や地球温暖化防止、花粉発生源対策等への国民の多様な期待に応えつつ、「パリ協定※」や「SDGs（持続可能な開発目標）※」といった国際的な動向にも適切に対応しています。森林は、「SDGs」の様々な目標に関連していることから、国有林野の管理経営を通して、様々な目標を達成することで、持続可能な世界の実現に向けて貢献します。

あわせて、木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材を計画的に供給することにより発揮しています。

図— 1 国有林野の分布



表－１ 国有林野の森林資源の現況

(単位：面積万 ha、蓄積百万 m³、国有林率%)

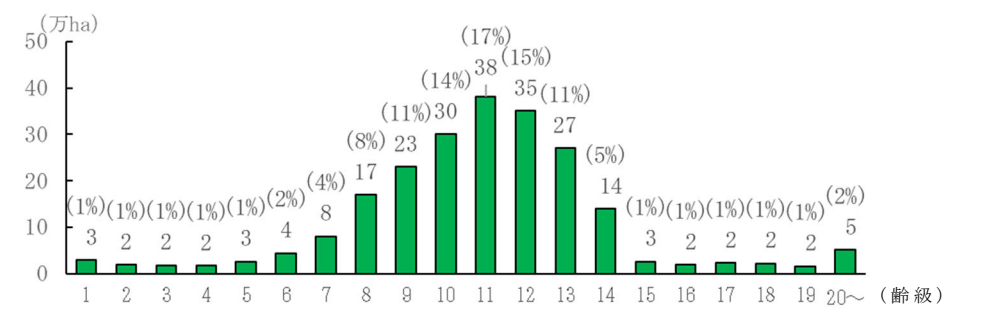
森林管理局		合計				(参考)
			人工林	天然林	その他	国有林率
面積	北海道	307	65	221	20	54.8
	東北	165	55	101	8	43.8
	関東	118	34	74	11	28.9
	中部	65	18	38	9	26.8
	近畿中国	31	13	17	1	6.1
	四国	18	12	6	0	13.0
	九州	53	27	24	2	18.8
	合計	758	223	482	53	30.0
蓄積		1,256	518	738	1	23.0

注１：面積及び蓄積は、国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の令和 6 (2024) 年 4 月 1 日現在の数値である。

２：国有林率は、令和 4 (2022) 年 3 月 31 日現在の森林法第 2 条第 1 項に規定する森林に占める林野庁所管の森林法第 2 条第 3 項に規定する森林の割合である。

３：計の不一致は、四捨五入による。

図－２ 国有林野における人工林の齢級構成



注１：国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の令和 5 (2023) 年 4 月 1 日現在の数値である。

２：齢級とは、森林の林齢を 5 年の幅でくくった単位。人工林は、苗木を植栽した年を 1 年生とし、1～5 年生を「1 齢級」、6～10 年生を「2 齢級」と数える。

表－２ 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

機能類型区分 (国有林野面積 758 万 ha)	機能類型区分の考え方	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 162 万 ha (21%)	山地災害防止及び土壌 保全機能の発揮を第一 とすべき森林	根や表土の保全、下層 植生の発達した森林の 維持
自然維持タイプ 173 万 ha (23%)	原生的な森林生態系や 希少な生物の生育・生 息する森林等、属地的 な生物多様性保全機能 の発揮を第一とすべき 森林	良好な自然環境を保持 する森林、希少な生物 の生育・生息に適した 森林の維持
森林空間利用タイプ 43 万 ha (6%)	保健、レクリエーショ ン、文化機能の発揮を 第一とすべき森林	保健・文化・教育的利用 の形態に応じた多様な 森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.2 万 ha (0%)	快適な環境の形成の機 能の発揮を第一とすべ き森林	汚染物質の高い吸着能 力、抵抗性がある樹種 から構成される森林の 維持
水源涵養タイプ 381 万 ha (50%)	水源の ^{かん} 涵養の機能の発 揮を第一とすべき森林	人工林の間伐 [*] や伐期 の長期化、広葉樹の導 入による育成復層林 [*] への誘導等を推進し、 森林資源の有効活用に も配慮

注 1：面積は、国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の令和 6
(2024)年 4 月 1 日現在の数値である。

2：国有林野面積 758 万 ha には、機能類型区分外（約 5 千 ha）を含む。

3：木材等生産機能は、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を、安定供給
体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮。

国有林における森林整備

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/seibi.html



事例 1 花粉発生源対策の推進

(関東森林管理局)



- ・茨城県常陸太田市 東山国有林
- ・花粉の少ないスギ苗木の植栽
(令和 4(2022)年 4 月)



- ・茨城県東茨城郡城里町 梅香沢国有林
- ・植栽から 4 年後の苗木
(令和 5(2023)年 6 月)

関東森林管理局では、平成 19(2007)年度に関係都県と連携して「首都圏等花粉発生源対策推進協議会」を設置し、首都圏と周辺地域のスギ花粉発生源対策に取り組んできました。同協議会では、重点対策区域を定めて対策を進めることとし、国有林では、対策最終年度となる平成 29(2017)年度までに、約 620 ha(群馬、東京、千葉、神奈川、山梨、静岡の各都県の一部)において、花粉の少ない苗木の植栽及びスギ以外への樹種転換を行いました。

対策終了以降も管内全域で花粉の少ないスギへの植替えや苗木生産者に対して花粉の少ないスギ苗木増産の呼びかけ等を継続し、平成 30(2018)年度から令和 5(2023)年度の間に約 2,200 haを花粉の少ないスギに転換しました。なお、令和 5(2023)年度は、局管内で使用するスギ苗木(1,379 千本(690 ha相当))の内、65%が花粉の少ない苗木となっています。

今後は、令和 5(2023)年 5 月の「花粉症対策の全体像」、同年 10 月の「花粉症対策初期集中対応パッケージ」に基づいて、これまでの取組を更に充実させ、スギ人工林の伐採・植替えなど花粉症発生源対策に率先して取り組んでいきます。

② 治山事業の実施

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在し、国有林野面積の91%に当たる686万haが水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林に指定されています。国有林野事業では、国民の安全・安心を確保するため、自然環境保全への配慮やコスト縮減に努めながら、治山事業による荒廃地の整備や災害復旧、保安林の整備等を計画的に進めています。

具体的には、国有林野内で集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林治山事業」を行うとともに、民有林においても、大規模な山腹崩壊等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方公共団体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行っています。

また、民有林と国有林の間での事業調整や情報共有を図り、事業実施箇所が近接している地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成し、連携して荒廃地の復旧整備を行っているほか、近年の気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水^{*}」に国土交通省はじめ関係省庁等と連携して取り組んでいます。

さらに、大規模山地災害が発生した際には、被害状況を速やかに調査するため、ヘリコプターやドローン等を活用

した被害調査や専門的な知識・技術を有する職員からなるMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）の派遣を行っており、その一環として、各森林管理局の技術者を「山地災害対策緊急展開チーム」として被災地へ派遣しています。令和6（2024）年1月の「令和6年能登半島地震」で被害が発生した際には、延べ約290人の技術者を派遣しました。加えて、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）との協定に基づく陸域観測技術衛星「だいち2号」（ALOS-2）による緊急観測データ等の活用や、通信エリア圏外でも調査箇所の位置情報等を取得できるモバイルアプリケーション「山地災害調査アプリ」の活用等により、迅速な被害把握に取り組むとともに、これらの情報を地方公共団体にも共有するなど、民有林への支援も含めた迅速な災害対策等に取り組んでいます。

表－3 保安林の現況

（単位：万 ha、％）

保安林の種類	総面積	うち国有林野
水源かん養	927	566（61）
土砂流出防備	263	107（41）
土砂崩壊防備	6	2（32）
その他の保安林	109	47（44）
合計〔延面積〕	1,305	722（56）
〔実面積〕	1,229	686（55）

注1：令和6（2024）年3月末現在の数値である。

2：国有林野の面積には、官行造林地を含まない。

3：（ ）書は、総面積に占める国有林野面積の割合（％）である。

4：「その他の保安林」は、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健及び風致である。

5：計の不一致は、四捨五入による。

事例 2 豪雨災害により被災した民有林の復旧

(九州森林管理局)



- ・ 熊本県あしきたぐんあしきたまち 芦北町
- ・ (左) 山腹崩壊 (令和 2 (2020) 年 7 月)
- ・ (右) 工事完成後 (令和 5 (2023) 年 4 月)

令和 2 (2020) 年 7 月、停滞した梅雨前線の影響により、特に熊本県球磨川流域において記録的な大雨となり、多数の山腹崩壊や河川の氾濫等の甚大な被害が発生しました。この令和 2 年 7 月豪雨では多数の治山施設や林地に被害が発生したことから、熊本県知事から国に対して直轄事業による復旧事業実施の要請が行われました。

この要請を受けて、九州森林管理局では、芦北町 33 か所、津奈木町 2 か所及び水俣市 1 か所の計 36 か所の地区を対象に、芦北地区特定民有林直轄治山施設災害復旧等事業として治山施設や林地の復旧を実施し、令和 5 (2023) 年 9 月に全ての工事が完了しました(総事業費約 31 億円)。

同局は、同年 12 月に熊本県知事へ本事業の完了報告を行い、施工した施設を熊本県へ移管しました。

今後、国民の安心と安全の確保のため、民有林への支援を含めた災害対応に取り組んでいきます。

国有林における治山事業

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/gaiyo/tisan/tisan.html



事例 3 森林土木工事における ICT 施工技術の推進

(近畿中国森林管理局 兵庫森林管理署)



- ・ 兵庫県^{し そう し とく ら ひ が い や ま} 宍粟市 戸倉東山国有林
- ・ (左) ドローンによる 3 次元起工測量 (令和 5 (2023) 年 4 月)
- ・ (右) ICT 法面掘削機による施工 (令和 5 (2023) 年 5 月)

ICT 法面掘削機ガイダンス画面

国有林野事業では、生産性の向上及び足場が悪い現場での作業負担の軽減や安全性の向上を図るため、先進的な ICT 施工技術の活用を推進しています。

兵庫森林管理署では、降雪等の影響により施工時期に制限がある地域や侵食が進行して危険度が増した山腹崩壊斜面において、効率性と安全性を確保・向上させた施工体制を構築するために、令和 4 (2022) 年度から令和 5 (2023) 年度にかけて ICT 法面掘削技術の導入を図りました。

具体的には、面積約 0.4ha、掘削土量約 2,100 m³ の山腹工事において、①ドローンによる 3 次元起工測量、② 3 次元シミュレーションによる設計、③ ICT 法面掘削機械による施工、④ ドローンによる 3 次元出来形管理、⑤ 3 次元データを含む完成書類の作成の 5 段階の各工程において ICT 施工技術を導入し、その結果、作業日数を 20 日間、高所急斜面での作業時間を約 80% 短縮することができました。

引き続き、先進的な ICT 施工技術の推進に積極的に取り組んでいきます。

③ 路網の整備

森林の適切な整備や保全、林産物の供給等を効率的に行うため、施業の計画や林地保全等にも十分配慮しながら、林道（林業専用道※を含む。以下同じ。）と森林作業道※を適切に組み合わせた路網※の整備を行っており、基幹的な役割を果たす林道については、令和 6（2024）年 3 月末で 13,498 路線、総延長 46,248km となりました。

路網の整備に当たっては、排水機能の強化などにより、災害の激甚化等に対応するとともに、橋梁等の長寿命化を図るため、施設ごとに点検・診断や補修・更新等を計画的に進めています。また、地形に沿った路線線形とすることにより切土・盛土等の土工量や構造物の設置数を抑えるほか、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することにより、コスト縮減等に努めています。

これらの路網整備の取組については、技術者を育成するための研修や民有林と連携した現地検討会の実施等、民有林への普及にも取り組んでいます。

また、国有林野と民有林野が近接する地域では、民有林林道等の開設計画と調整を図り、国有林野と民有林野が一体となった計画的かつ効果的な路網の整備に努めています。

事例 4 曲線部の拡幅等による走行車両の大型化への対応 (東北森林管理局 三八上北森林管理署)



- かみきたぐんろつかしよむら おぶちだいいち
・青森県上北郡六ヶ所村 尾駸第一国有林
- ・（左）改修した林道（十分な幅員を確保した車回し）（令和5（2023）年9月）
 - （右）林道事業担当者会議（現地検討会）の様子（令和5（2023）年11月）

さんばちかみきた
三八上北森林管理署では、既設の二又林道において、走行車両の大型化による木材輸送の効率化を図るため、曲線部の拡幅や線形の改修、路面の耐久性向上のための鉄鋼スラグの活用など、起点から延長2,100mの区間で改良工事を実施しました。この改良により、従来の10t積みトラックの走行が可能な第2種2級規格林道から、セミトレーラの走行が可能となる第1種2級規格林道へと格上げされました。

令和3（2021）年に改正された林道規程に基づく第1種2級規格林道は、全国的にも例が少なく、先駆的事例であるため、東北森林管理局主催の管内各県林道事業担当者会議における現地検討の場としても活用されました。本林道は当該改良区間を含め全長が8,926m、アクセスできる森林面積は約1,172haであり、令和6（2024）年度から令和16（2034）年度にかけて約640haの間伐等の森林整備と、約56,000 m³の間伐材等の丸太の運搬に活用される計画です。

今後、セミトレーラ対応規格のモデルケースとして地域の民有林関係者にも工法等を普及していきます。

④ 地球温暖化対策の推進

我が国は、パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地球温暖化対策計画※に基づき、適切な森林整備・保全や木材利用などに取り組むこととしています。

国有林野事業においても、間伐等の森林整備や積極的な木材利用、国民参加の森林づくりとともに、人工林資源の成熟に伴い主伐面積が増加する中で、将来にわたる二酸化炭素の森林吸収量を確保・強化するため、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及に努めることとしています。

具体的には、間伐等の森林整備や、保安林の適切な保全管理（16 ページ参照）等を行っており、令和 5（2023）年度には、我が国の森林全体で年平均 45 万 ha の間伐等の実施目標に対して、国有林野事業で約 8.5 万 ha の間伐を実施しました。

木材の有効利用については、森林整備の推進や炭素の貯蔵にも貢献することから、庁舎整備や治山事業等の森林土木工事における木材の利用等にも取り組んでいます。

また、将来、気候変動による大雨の発生頻度の増加や天然林における樹種の分布適域の変化等が予測されることから、気候変動適応計画※等を踏まえ、健全な森林の整備、治山施設の整備（16 ページ参照）、「保護林」や「緑の回廊」の適切な保護・管理（57, 60 ページ参照）等に取り組んでいます。



地球温暖化対策の推進

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/ondanka_taisaku.html

表－４ 更新、保育、間伐事業の実施状況

区 分		(参考) 令和３(2021) 年度	(参考) 令和４(2022) 年度	令和５(2023) 年度
更新※ (ha)	人工造林※	10,771	8,893	9,472
	天然更新※	1,445	1,338	892
保育※ (ha)	下刈り※	46,078	47,005	41,441
	つる切※、 除伐※	7,915	7,735	5,642
間伐(万 ha)		9.6	9.3	8.5

注１：分収造林（48 ページ参照）における実績を含む。
２：間伐（万 ha）は森林吸収源対策の実績として把握した数値である。

表－５ 森林土木工事における木材・木製品の使用状況

(単位：m³)

区 分	(参考) 令和３(2021) 年度	(参考) 令和４(2022) 年度	令和５(2023) 年度
林道事業	4,745	4,592	3,671
治山事業	22,820	17,967	15,572
計	27,565	22,559	19,243

参考：令和５(2023)年度に使用した木材・木製品には、約 3.0 千 t の炭素（約 11.1 千 t 分の二酸化炭素：全てスギを使用したと仮定）が蓄えられている。

事例 5 地域の森林資源を活用した庁舎新築工事

(北海道森林管理局 森林技術・支援センター)



- ・北海道士別市^{しへつし} 森林技術・支援センター
- ・（左）新庁舎の外観（令和6（2024）年6月）
（右）内観・ペレットストーブ（令和6（2024）年1月）

農林水産省では、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、農林水産省木材利用推進計画を定めており、庁舎などの施設については、コストや技術の面で困難な場合を除き、原則として全て木造化を図るとともに、内装の木質化を推進することとしています。

北海道森林管理局では、北海道士別市にある森林技術・支援センターの庁舎新築にあたって、木材の利用を進める観点から、外壁の一部をトドマツ、カラマツ、エゾマツによる木板張、内装の仕上げには羽目板張を使用し、さらに事務室内のパーテーションや庁名板にCLT（直交集成板）を活用*しました。また、ホールの暖房設備に木質ペレットストーブを採用することにより、化石燃料の使用を抑制するとともに森林資源の有効活用を図りました。

来庁者等からは、「木の温もりやペレットストーブの温かみを感じられる」や「CLTの活用方法がよく分かる」などの声が寄せられており、引き続き、CLT活用事例としてPRするとともに、積極的な木材利用に取り組んでいきます。

* 木材を 107 m³ 利用し、約 70 t（CO₂ 換算）の炭素を貯蔵。

⑤ 生物多様性の保全

我が国の森林生態系における生物多様性の保全に向け、昆明・モントリオール生物多様性枠組[※]を踏まえ、生物多様性国家戦略 2023-2030[※]や気候変動適応計画に基づき取組を推進していく必要があります。このため国有林野事業では、「保護林」や「緑の回廊」におけるモニタリング調査等を通じた適切な保護・管理を推進するとともに（57, 60 ページ参照）、多様な森林^{もり}づくりの推進、森林の適切な保全・管理、施業現場における生物多様性への配慮等に取り組んでいます。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林[※]化、複層林化、長伐期化[※]や里山等の積極的な整備等、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、溪流沿いや尾根筋等の森林を保護樹帯等として保全することに取り組んでいます。

また、地域やNPO[※]、ボランティアの方々等と連携し、希少種の保護や植生の復元、シカ被害対策等に取り組んでいます（51, 55 ページ参照）。

さらに、生物多様性の保全や自然再生等に取り組む地域の方々等と連携して、国有林野の生物多様性について現地調査等を実施し、そのデータに基づいた植生復元活動等を実施しています。また、それぞれの地域や森林の特色を活用した生物多様性の保全にも効果的な森林管理をモデル的に行うため、地域の方々等と協働・連携して森林の整備・保全活動を行うモデルプロジェクトに取り組んでいます。

また、昆明・モントリオール生物多様性枠組に掲げられた 2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保全する

「30by30 目標」の達成に向けては、保護林の新設・区域拡張のほか、企業による森林づくり活動へのフィールド提供等に取り組んでいます。



生物多様性の保全

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/index.html

事例 6 広葉樹の保残を通じた生物多様性保全への取組

(北海道森林管理局 空知森林管理署北空知支署)



アカゲラ



ハシブトガラ

- 北海道雨竜郡北竜町 美葉牛国有林
- (左) 保残した広葉樹(令和5(2023)年7月)
- (右) 広葉樹保残箇所で観察された森林性鳥類

北海道森林管理局では、生物多様性保全に配慮した森林施業に取り組んでいます。空知森林管理署北空知支署では、この取組の一環として、令和5(2023)年度、美葉牛国有林内に所在するカラマツ人工林の伐採跡地で主伐時に広葉樹を単木保残し針広混交林化を目指している箇所において、鳥類等による保残広葉樹の利用状況を調査しました。

調査の結果、森林性鳥類に関しては、広葉樹を保残した箇所ではそれ以外の箇所に比べ多くの種類が観察でき、保残木の樹冠・幹などを採餌場所やソングポスト*として利用していることが確認されました。

今後も各地において、広葉樹の保残等の施業による生物多様性保全に係る効果の検証を重ね、そうした施業を地域管理経営計画へ反映させるなどし、取組を拡大していけるよう努めていきます。

*鳥類がさえずるために留まる場所。木の梢や杭等の目立つ場所に留まり、異性への求愛行動や縄張りアピールを行う。

事例 7 企業による森林づくり活動へのフィールド提供により 30by30 目標の達成に寄与

(関東森林管理局 群馬森林管理署)



- ・群馬県しづかわしあかぎまち あかぎさん渋川市赤城町 赤城山国有林
- ・(左)「サントリー天然水の森 赤城」林内の様子(平成 23(2011)年 6 月)
- ・(右)植樹祭の様子(平成 21(2009)年 5 月)

群馬森林管理署では、平成 20(2008)年にサントリーホールディングス株式会社と協定を締結し、国有林野を森林づくり活動のフィールドとして提供しています。同社は、この協定に基づき国有林内に設定した約 1,300ha の「サントリー天然水の森 赤城」を対象に、植付、下刈りなどの森林整備活動や生物多様性に係るモニタリング調査等を行っています。

令和 6(2024)年 3 月にこれらの活動が評価され、「自然共生サイト」*に認定されました。

林野庁では、今後とも、生物多様性保全の取組を行う民間団体等にフィールド提供するなど、国有林野の活動を通じて、30by30 目標の達成に寄与していきます。

*「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として環境省が認定する区域のこと。認定区域は、自然公園や国有林の保護林・緑の回廊等の法制度等に基づく保護地域との重複を除き、OECM (Other Effective area-based Conservation Measures:保護地域以外で生物多様性保全に資する区域)として国際データベースに登録される。

(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献

国有林野の管理経営に当たっては、我が国の森林・林業の再生に貢献するため、民有林関係者等と川上から川下までの一体的な連携を図りつつ、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組んでいます。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

国有林野事業では、まとまりのあるフィールドを有し、公益重視の管理経営や林産物の安定供給等を行っている特性を活かし、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を行っています。その成果については、事業での実用化を図りつつ、現地検討会等を通じて、民有林への普及・定着に取り組んでいます。

特に、特定苗木[※]、早生樹[※]等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術や、衛星画像、ドローン等のほかICT（情報通信技術）等の先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証に取り組むとともに、下刈り回数の削減や実施時期の見直し、効果的な獣害防除、複層林への誘導等の普及に取り組んでいます。これらの実施に当たり、大学や試験研究機関と協定を締結するなど、技術開発に関する共同試験の実施及び研究成果の共有、フィールドの提供等を行っています。

また、自ら事業を発注し、全国で多数の事業実績を分析できる特性を活かしつつ、より実践的な取組として、コンテナ苗※等を活用し伐採から造林までを一体的に行う「一貫作業システム※」を実施するとともに、工程管理の導入・改善等の生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る「生産性向上プログラム」等を推進しています。

表－６ 国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況

区 分	(参考) 令和 3 (2021) 年度	(参考) 令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
実施回数	179 回	241 回	244 回
延べ参加人数	5,437 名	7,458 名	7,750 名
うち民有林関係者	2,339 名	3,393 名	3,599 名

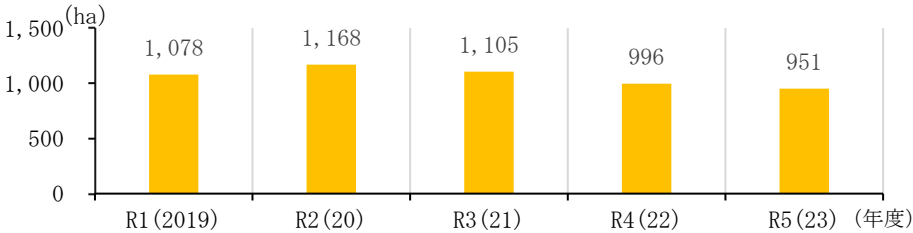
注 1：各年度に、森林管理局・署が主催又は共催した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現地検討会等の実施状況。
2：民有林関係者とは、森林管理局・署職員以外で、地方公共団体や林業事業体の職員等。

表－７ 大学及び試験研究機関との協定数

	大学	試験研究機関	計
森林管理局	18 (7 局)	10 (5 局)	28
森林管理署	8 (4 局 7 署)	17 (3 局 15 署)	25
計	26	27	53

注：令和 6 (2024) 年 3 月末現在の数値である。

図－３ 国有林野における一貫作業システムの実施面積



事例 8 特定苗木を用いた再造林による成長の旺盛な若い森林の造成

(関東森林管理局 天竜森林管理署)



はままつしてんりゅうくふつやまちよう は しり
・静岡県浜松市天竜区龍山町 瀬尻国有林

・(左) 植付から半年後の様子(令和3(2021)年2月)

(右) 植付から3年後の特定苗木(令和6(2024)年3月)

天竜森林管理署では、成長に優れ、下刈りの省力化が期待できるスギ特定苗木を令和2(2020)年度に4,500本植栽しました。その後、5年間にわたって成長量を調査し、下刈りの省力化に関する効果検証を行っています。毎年の比較調査の結果、2年生時(令和3(2021)年度)には樹高が概ね80cm程度、3年生時(令和4(2022)年度)には樹高が概ね2m程度に成長したため、これまで同地域では一般的に6年生時まで必要としていた下刈りを省略できることが確認できました。また、3年生時にはシカによる食害を受けにくくなるとされる樹高150cmをすでに超えていたことから、獣害対策としても効果が期待できる結果となりました。さらに、樹木の旺盛な成長は、空気中のCO₂固定量の増大にも繋がることから、下刈りの省力化、獣害対策と併せて地球温暖化対策にも有効であると考えられます。

この結果を踏まえ、令和5(2023)年度からは、静岡県内の苗木生産者と連携し、県内の国有林で植栽するスギの全量を特定苗木へと転換しており、引き続き、特定苗木の効果の把握とこれを活用した森林の造成、こうした成果の民有林への普及に努めていきます。

事例 9 集約化試験団地における造林事業の省力化・低コスト化に資する取組

(四国森林管理局 森林技術・支援センター)



- しおのえちよう たかやま
・香川県高松市塩江町 鷹山国有林
・早生樹の造林技術の確立試験
(令和3(2021)年10月)



- あがわぐん つづらたにくろたきやま
・高知県吾川郡いの町 葛籠谷黒滝山国有林
・現地検討会の様子
(令和5(2023)年10月)

四国森林管理局では、造林に関する各種課題解決に向けた試験地を集約し、試験結果を関係者へ効率的・効果的に普及できる「見える化した試験地」として、香川森林管理事務所管内と嶺北森林管理署管内に集約化試験団地を2か所に設置しました。

この集約化試験団地においては、造林事業の省力化・低コスト化に資する、①早生樹の造林技術、②地拵え省略時の成長調査、③大苗と施肥による造林、④下刈り時期の検証、⑤獣害対策の検証といった5種類の試験を実施しており、令和7(2025)年度にこれら試験結果を取りまとめることとしています。

令和5(2023)年度は、これまでの中間とりまとめとして、各調査データを集計・分析し、研究機関等の意見を踏まえた報告書を作成・公表しました。また、嶺北森林管理署管内の試験地で現地検討会を2回開催し、林業関係者など延べ91名が参加し意見交換を行い、「1か所に様々なタイプの試験地がまとまっていて、それぞれの成果が一度に見学できる」などの意見が聞かれました。

引き続き、当試験団地での調査研究を行い、造林事業の省力化・低コスト化に取り組んでいきます。

技術の開発・普及

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/gijutu/torikumi.html>



事例 10 ICT 技術と新たな地拵え機械の導入による施業の効率化 (北海道森林管理局 石狩森林管理署)



- 北海道えにわ恵庭市 えにわ恵庭国有林
- (左) 作業者の位置情報を表示するタブレット (令和5(2023)年9月)
- (右) 笹を刈り取るコンパクトトラックローダ (令和5(2023)年7月)

石狩森林管理署管内の伐採と造林の一貫作業現場では、請負事業体による ICT 技術の活用や新たな地拵え機械の導入による効率的な施業が行われています。

ICT 技術については、携帯電話の通信圏外の作業現場において、データ通信も可能なトランシーバと GIS 機能を有するタブレットを組み合わせた情報共有システムを導入したことで、個々の作業員の伐倒箇所や林道・土場におけるフォワーダ等の位置情報をリアルタイムで共有できるなど作業者間の連携が強化され、安全性の確保や木材生産の効率化が図られました。加えて、「衛星コンステレーション」*による通信サービスも導入し、現場と会社事務所間の連絡体制が強化されました。

また、伐採後の地拵えでは、小旋回が可能なコンパクトトラックローダが活用され、背丈を超える笹の刈取作業にかかる時間が大幅に短縮されるとともに、丁寧な地拵えにより植物の侵入を抑えることで、翌年度(1年目)の下刈りを省略することができました。また、アタッチメントを替えることで下刈りに対応するなど、造林作業の機械化を推進することが期待されます。

同署では、このような ICT 技術や新しい林業機械による伐採・造林作業の効率化・省力化について、効果的な普及を図ることとしています。

*中・低軌道に打ち上げた多数の小型非静止衛星を連携させて一体的に運用するシステム。世界全域を対象として、高速大容量通信など多様なサービスの提供が可能となる。

② 林業事業体の育成

ア 総合評価落札方式や複数年契約等の活用

林業事業体の創意工夫を促進し、施業提案や集約化の能力向上等を支援するため、国有林野事業の発注においては、総合評価落札方式や複数年契約（２か年又は３か年）、事業成績評定制度の活用等を通じた生産性向上や労働安全対策に配慮した事業実行の指導に取り組んでいます。間伐等の事業を複数年契約で実施することにより、新たな機械の導入、新規雇用、技術者の育成等林業事業体の育成に貢献しています。

また、林業事業体の経営の安定化に資するよう、市町村単位で今後５年間の国有林野事業における伐採計画量を公表するとともに、森林整備や素材（丸太）生産における発注見通しの情報を森林管理署等ごとに公表するなど、効果的な情報発信の取組を進めています。

あわせて、森林経営管理制度※の定着に向け、林業経営者の育成に資するよう事業の発注に際し、こうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するとともに、国有林野の多様な立地を活かし、事業の実施、現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じて林業経営者の育成に取り組んでいます。

表－８ 複数年契約による間伐等事業の状況

	契約件数	期間	契約面積 (ha)	集材材積 (千 m ³)	植栽面積 (ha)
令和元(2019)年度	24	2 か 年 又 は 3 か 年	3,440	195	218
令和2(2020)年度	24		3,096	187	3
令和3(2021)年度	19		1,858	142	49
令和4(2022)年度	26		3,736	255	53
令和5(2023)年度	28		4,032	253	152

イ 樹木採取権制度の活用

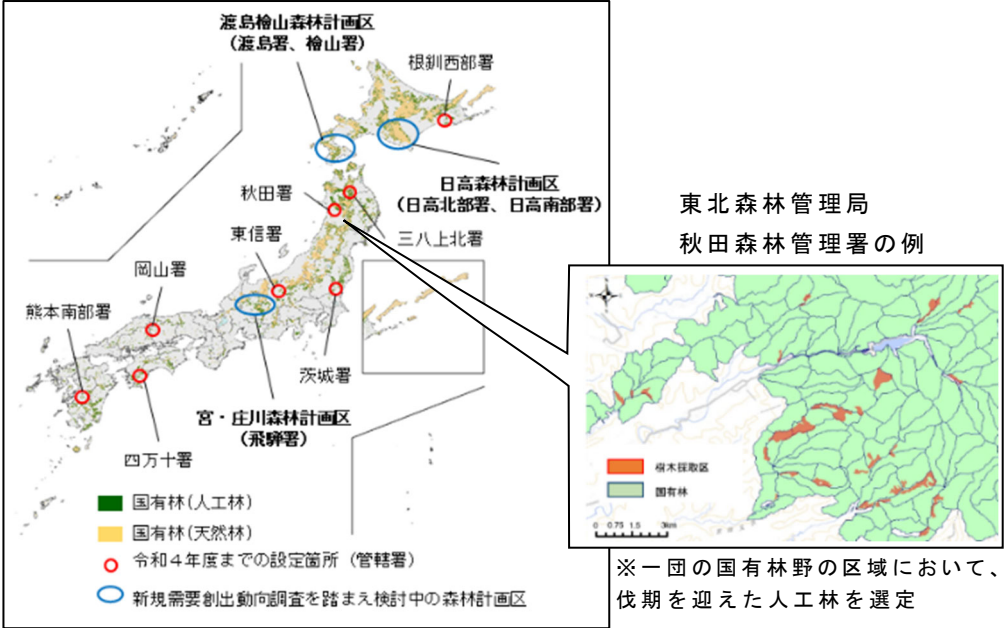
国有林野の一定区域において一定期間、安定的に事業量を確保することにより林業経営者の育成を図るため、樹木採取権制度の活用に取り組んでいます。令和 5（2023）年度までに、基本となる規模（区域面積 200～300ha 程度（皆伐相当）、権利存続期間 10 年程度）の樹木採取区を全国 10 か所*で指定し、そのうち 8 か所について樹木採取権を設定しました。

樹木採取権を設定した箇所では、伐採等の事業が順次開始されており、皆伐については、1 伐採箇所の面積が 5 ha を超えないようにするとともに、保護樹帯を設定するなど国有林の伐採ルールに則り事業が行われています。また、伐採後は、国が樹木採取権者と造林請負契約を締結し、確実に再造林を実施しています。

新たな樹木採取権の設定に向けては、「今後の樹木採取権設定に関する方針」（令和 4（2022）年 12 月策定）に基づき、令和 5（2023）年に全国 9 森林計画区において新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）を行い、3 計画区において木材需要増加の確実性が高いことを確認したことから、令和 6（2024）年度中の樹木採取区指定に向けて候補地の選定を行っています。なお、大規模・長期間の樹木採取区の指定を検討するため、マーケットサウンディングの常時提案を開始しました。

* 2 か所は、申請がなかったため、所定の手続きを経て指定を解除した（令和 5（2023）年 4 月）。

図－４ 樹木採取権の設定及び検討中の箇所



表－９ 樹木採取権の設定状況及び事業の実施状況

区 分	権利の設定状況		事業の実施状況			
	権利設定 件数(件)	区域面積 (ha)	採取箇所 面積(ha)		素材生産 量(m³)	再造林 面積(ha)
			主伐	間伐		
令和3 (2021) 年度	6	1,473	－	－	－	－
令和4 (2022) 年度	2	466	30	－	10,439	12
令和5 (2023) 年度	－	－	105	18	44,008	49
累計	8	1,940	135	18	54,447	61

注1：計の不一致は四捨五入によるもの。
2：区域面積は、設定当時のもので、皆伐面積相当。
3：採取箇所面積と再造林面積が異なるのは、採取開始が年度後半に及ぶなどにより、再造林の実施年度が翌年度以降となる場合があるため。

事例 11 樹木採取権制度を活用した林業事業体の育成

(九州森林管理局 熊本南部森林管理署)



- ・熊本県人吉市 ^{ひとよし} ^{たかに} 田^た 国有林
- ・請負事業者による地拵えの様子
(令和6(2024)年4月)

熊本南部森林管理署管内に指定した「九州1球磨川樹木採取区（区域面積：190ha）」では、令和4(2022)年8月より樹木採取権者である株式会社南栄が事業を実施しています。一定区域において一定期間、安定的に樹木を採取できるという樹木採取権制度の特徴を活かし、令和5(2023)年度は、樹木採取区で約3,300 m³を生産しました。また、伐採跡地の植栽については、花粉の少ない苗木を確保し花粉発生源対策の推進に寄与するとともに、着実に再生林を実施しています。

同社は、これまで民有林を中心に、一部国有林から購入した立木の素材生産を行ってきました。樹木採取権の取得を契機に川中事業者と安定供給に関する協定を締結するなど、先を見通した安定的な事業量の確保が可能となりました。将来的には民有林からの施業受託など、事業の幅を広げていきたいとしています。

熊本南部森林管理署では、引き続き、樹木採取権制度を通じた林業事業体の育成や確実な再生林に取り組んでいきます。



樹木採取権制度について

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusaisyukuken.html

③ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

国有林野事業では、市町村行政の支援等のため、森林総合監理士（フォレスター）※等の系統的な育成に取り組み、地域の林業関係者と会議等を通じて交流を推進するほか、森林管理署等と都道府県の森林総合監理士等が連携して「技術的援助等チーム」を設置するなど、地域の実情に応じた体制を整備し、「市町村森林整備計画※」の策定とその達成に向けた支援を行っています。あわせて、森林経営管理制度の取組が進む中で、都道府県と連携して公的管理を行う森林を取り扱う技術の普及等に取り組んでいます。また、事業発注やフィールドの提供を通じた研修実施等により森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努めています。

事例 12 森林経営管理制度を踏まえた市町村支援

(中部森林管理局 岐阜森林管理署)



- ・岐阜県^{げふろうし}下呂市^{ひちそう} 七宗国有林
- ・ニホンジカ食害防除対策現地検討会
(令和5(2023)年12月)



- ・岐阜県^{げふろうし}下呂市^{おちあい} 落合国有林
- ・間伐事業の現地検査に市町村職員が同行している様子(令和5(2023)年12月)

近年、森林環境譲与税及び森林経営管理制度の開始等により、森林・林業行政における市町村の役割が益々大きくなっています。このことから、岐阜森林管理署では、市町村林務担当職員にとって必要となる森林・林業に関する知識の習得や技術の向上に向けて、様々な支援に取り組んでいます。

令和5(2023)年度は、民有林と国有林の共同施業を進めるための森林整備協定運営委員会の開催のほか、造林の低コスト化・省力化や生産性の向上に向けた検討会、ニホンジカ食害防除対策の現地検討会を開催し、市町村職員にも参加いただき意見交換等を行いました。また、事業発注に関する技術力の向上に向け、国有林の間伐事業発注のための調査や検査業務について実地研修を行うなどの技術的支援の場を設けました。

引き続き、市町村職員の知識の習得や技術の向上に資する支援の取組を積極的に進めていきます。

(3) 国民の森林としての管理経営

- ① 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信
森林管理局・署等では、開かれた「国民の森林」としての管理経営や国民視点に立った行政を一層推進するため、国有林野事業の実施に係る情報の発信や森林環境教育の活動支援等を通じて、森林・林業に関するサービスを提供しています。また、国有林野の管理経営の指針や主要事業量を定めた「地域管理経営計画※」の策定等に当たり、計画案についてパブリックコメント制度を活用し、計画案の作成前の段階から広く国民の意見を求めるなど、対話型の取組を進めています。

さらに、「国有林モニター※」制度により、地域の方々に現地説明会や広報誌等の情報提供を通じて国有林野事業を知っていただくほか、アンケート等を通じて、管理経営に対する様々な意見を直接伺うよう努めています。

このほか、ホームページの内容の充実や動画配信等の新たな手法の活用等に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、多様な方法により国民への情報発信や意見聴取に積極的に取り組んでいます。

国有林モニター



https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/kokuyurin_monita.html

② 森林環境教育の推進

森林管理局・署等では、森林環境教育の実践の場として国有林野が利用されるよう、学校、自治体、NPO、森林インストラクター、民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、都市や農山漁村等の立地や地域の要請に応じたプログラムの整備やフィールドの提供等に積極的に取り組んでいます。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供し、様々な自然体験を進める「遊々の森^{ゆうゆう}」を設定しています。令和6(2024)年3月末現在、145か所で協定を締結しており、森林教室や体験林業等の様々な活動が行われています。また、プログラムの提供や技術指導を通じて、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動を支援しています。

このほか、国民が森林や林業、国有林野事業への理解を深められるよう、様々な主体と連携して、植樹祭や育樹祭、森林教室等を開催しています。

森林への招待状



https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/index.html

表－１０ 教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況

(令和５(2023)年度)

連携機関	回数(回)	参加人数(人)	主な取組内容
保育園 幼稚園	36	2,266	親子を対象とした森林教室、木工教室、自然観察会等を実施
小学校	346	27,218	森林教室、木工教室、自然観察会、植樹等を実施
中学校	128	9,471	森林教室、下刈り・間伐等の体験林業、森林調査の体験等を実施
高校 大学	123	2,832	下刈り・間伐等の体験林業、森林管理署等における就業体験等を実施
その他	1,376	18,359	地域の自治体やＮＰＯ等と連携して開催した各種イベントの一環として森林教室等を実施
計	2,009	60,146	

事例 13 「遊々の森」を活用した森林環境教育の推進

(東北森林管理局 庄内森林管理署・朝日庄内森林生態系保全センター)



- ・山形県酒田市 新林国有林
- ・(左) 森林環境教育の様子(令和5(2023)年6月)
- (右) きのこの駒打ち体験の様子(令和5(2023)年4月)

庄内森林管理署では、山形県酒田市にある西荒瀬保育園に隣接した新林国有林において、平成22(2010)年に国有林名にちなんだ「しんちゃんしんばやしの森」という名称で、同園と遊々の森協定を締結しました。「しんちゃんしんばやしの森」では、同署と朝日庄内森林生態系保全センターが連携して、毎年園児を対象にした森林体験活動の実施を支援しています。

令和5(2023)年度は、下刈りをはじめとした森林整備活動やきのこの駒打ち体験、松くい虫に関する学習等の森林環境教育を行いました。

これらの活動以外でも、園児は「先生、しんちゃんしんばやしの森に行ってくる」などと年間を通して遊びに行っており、森林や自然への関心を高めています。

今後も、森林環境教育や体験活動への支援を継続し、子どもたちの森林や自然環境に対する理解や関心が深まるよう努めていきます。

③ 森林の整備・保全等への国民参加

国民に開かれた国有林野の管理経営を推進するため、自ら森林づくりに参加したいという国民の要請も踏まえ、フィールドの提供を行うほか、分収林制度※を活用し、NPO、企業、地元関係者等の多様な主体と連携して森林整備活動や自然再生活動等に取り組んでいます。

ア NPO等による森林づくりや森林保全活動の支援

森林管理署等とボランティア団体等が協定を結び、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」や「木の文化を支える森」等を設定しています。

植樹や下刈りのほか、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができる「ふれあいの森」は、令和5(2023)年度末現在、118か所で協定を締結し、令和5(2023)年度は延べ約1.4万人が森林づくり活動に参加しました。

また、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸など次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定し(令和5(2023)年度末現在23か所)、地域の関係者等が参加する森林づくり活動を進めています。

森林管理署等では、継続的に森林づくり活動に参加していただくため、活動フィールドの提供を始め、技術指導や助言、講師の派遣等の支援を行っています。

さらに、希少種の保護や植生の復元等、生物多様性の保全や自然再生についても、NPO等と連携して取り組んでいます。

表－１１ 国民参加の森林^{もり}づくりの協定締結状況

種類	箇所数	面積(ha)	活動の内容
ふれあいの森	118	3,894	ボランティア団体等による自主的な森林整備を目的とした森林 ^{もり} づくり活動。
社会貢献の森	147	2,786	企業の社会的責任（CSR）活動等を目的とした森林 ^{もり} づくり活動。
木の文化を支える森	23	1,635	歴史的な木造建造物や伝統工芸など木の文化の継承に貢献することを目的とした森林整備・保全活動。
ゆうゆう 遊々の森	145	6,028	森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、林業体験などの活動。
多様な活動の森	84	4,127	森林の保全を目的とした美化活動、森林パトロールなどの活動。
モデルプロジェクトの森	12	680	地域や森林の特色を活かした効果的な森林管理を目的として、地域で合意形成を図りながら森林管理署と協働・連携して行う森林整備、保全活動。

注：令和５（２０２３）年度末現在の数値である。



協定締結による国民参加の森林^{もり}づくり

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html

事例 14 えりも岬緑化事業 70 周年記念植樹祭

(北海道森林管理局 日高南部森林管理署)



- ・北海道幌泉郡えりも町 えりも岬国有林
- ・(左) 植樹祭開会式の様子(令和5(2023)年5月)
- ・(右) 小学生による植樹の様子(令和5(2023)年5月)

北海道幌泉郡えりも町のえりも岬は、かつて広葉樹の原生林で覆われていましたが、明治以降、燃料としての木々の伐採や放牧等によって裸地化が進み、「えりも砂漠」といわれるほど荒廃してしまいました。北海道森林管理局では、この土地を緑化するため、昭和28(1953)年から官民共同で海岸防災林造成事業に取り組んでいます。

この事業を開始してから70周年を迎えることから、令和5(2023)年5月17日にえりも町の百人浜展望台で「えりも岬緑化事業70周年記念植樹祭」を開催しました。当日は、地元の小学生約350人や「ミス日本みどりの大使」のほか、この緑化事業を題材として制作中の映画「北の流氷(仮称)」の関係者など総勢約600名が参加し、えりも治山事業所職員による指導の下、クロマツの苗木1,200本を植え付けました。

植樹を終えた後は、苗木が大きく育つ日に思いをはせながらあちこちで記念撮影する姿が見られました。

今後も、地域のみなさんとともに、えりも岬の森を大切に守り育てていきたいと考えています。

事例 15 「春日奥山古事の森」の普及啓発イベントの開催 (近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所)



- ・ 奈良県奈良市 ^{じごくだに}地獄谷国有林
- ・ (左) 枝打ち体験説明の様子(令和5(2023)年11月)
(右) イベント参加者による枝打ち体験の様子(令和5(2023)年11月)

奈良森林管理事務所では、歴史的木造建築物の修復に必要な大径長尺材を確保するため、ヒノキを植栽して200～400年をかけ育成することを目的として、「春日奥山古事の森育成協議会」と「春日奥山古事の森」協定を締結し、森林整備や普及啓発などに取り組んでいます。

世界文化遺産「春日山原始林」に隣接する地獄谷国有林において、平成22(2010)年度から定期的に普及啓発イベントを開催しており、令和5(2023)年11月7日には、通算12回目となる普及啓発イベントを開催しました。当日は一般応募者及び協議会関係者等15名が参加し、「春日奥山古事の森」設定の目的や意義の説明を受けた後、同所職員の指導の下、ヒノキの枝打ちを体験しました。その後、当該国有林内に所在する春日石窟仏及び地獄谷石窟仏を見学しました。

参加者からは、「森林整備体験では、将来の森づくりの一助を担う枝打ち体験ができたこと、また、奈良・平安時代から伝わる石窟仏を間近に見学でき、とても有意義なイベントだった。」との声がありました。

当該イベントの参加者は、延べ300名を超えており、引き続き、森林と木の文化との関わりの重要性について、理解の醸成に努めていきます。

イ 分収林制度による森林づくり

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合う（分収する）ことを前提に、契約者が木を植えて育てる「分収造林」や、契約者に生育途上の森林の保育や管理等に必要な費用の一部を負担していただき国が木を育てる「分収育林」を通じて、国民参加の森林づくりを進めています。

これらの分収林制度を利用して、企業等が、社会貢献や社員教育、顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定も行われています。

また、「分収育林」の契約者である「緑のオーナー」に対しては、森林とふれあう機会の提供等に努めるとともに、契約者の多様な意向に応えるため、契約の延長を可能としています。

なお、「分収育林」の契約満期に伴う販売実績については、令和 5（2023）年度までに 2,898 か所で売却し、一口（50 万円）当たり、平均で約 33 万円の分収額になっています。

表－１２ 分収林の現況面積

（単位：ha）

区 分	（参考） 令和 3（2021）年度	（参考） 令和 4（2022）年度	令和 5（2023）年度
分収造林	96,280	93,239	90,613
うち 法人の森林	1,013 (296 か所)	1,023 (298 か所)	1,023 (298 か所)
分収育林	10,081	9,439	8,877
うち 法人の森林	1,317 (168 か所)	1,295 (165 か所)	1,278 (161 か所)

注：各年度期末現在の数値である。

事例 16 財団設立 30 周年を記念した育樹ボランティア

(関東森林管理局 静岡森林管理署)



- ・ 静岡県富士宮市栗倉 富士山国有林
- ・ (左) 記念式典の様子 (令和5(2023)年7月)
- ・ (右) 参加者による枝打ち作業の様子 (令和5(2023)年7月)

静岡森林管理署は公益財団法人ニッセイ緑の財団と法人の森林契約を締結し、「ニッセイ富士の森」として森林づくり活動を行うフィールドを提供しています。

ニッセイ緑の財団は平成5(1993)年7月に設立され、これまでに全国各地の国有林において法人の森林契約を締結し、植樹・育樹活動を行っています。

令和5(2023)年7月には、設立30周年を記念して、30年前(1993年)に第1回植樹記念式典を行った「ニッセイ富士の森」で育樹ボランティアを実施しました。

当日は、日本生命保険相互会社の代表取締役社長をはじめとしたニッセイの森友の会の関係者や森林組合職員等、総勢150名が参加し、ヒノキの枝打ち作業やニホンジカによる剥皮被害を防止する作業を行いました。



エメラルドグリーンの^{はくすいこ}白水湖

（撮影地：岐阜県大野郡白川村 飛騨森林管理署 大白川国有林）